

令和元年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめの状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年2月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告する。

1 いじめについて（4月～2月）

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数 (件)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)
26 年度	37 (88.1%)	328	280 (85.4%)	22 (95.7%)	149	129 (86.6%)	59 (90.8%)	477	409 (85.7%)
27 年度	39 (95.1%)	318	275 (86.5%)	20 (87.0%)	179	164 (91.6%)	59 (92.2%)	497	439 (88.3%)
28 年度	41 (100%)	1,507	1,332 (88.4%)	22 (95.7%)	221	198 (89.6%)	63 (98.4%)	1,728	1,530 (88.5%)
29 年度	41 (100%)	1,753	1,603 (91.4%)	20 (87.0%)	232	199 (85.8%)	61 (95.3%)	1,985	1,802 (90.8%)
30 年度	41 (100%)	3,105	2,917 (93.9%)	23 (100%)	246	215 (87.4%)	64 (100%)	3,351	3,132 (93.5%)
元年 度	41 (100%)	2,748	2,540 (92.4%)	22 (95.7)	209	185 (88.5%)	63 (98.4%)	2,957	2,725 (92.1%)

※いじめ解消の判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・いじめの認知件数については、平成28年度に、国の基本的な方針が改訂され、いじめの認知に係る感度を高めたことで認知件数が増えた。さらに、平成29年度に区の基本方針を改訂したことや、例え軽微に思われる事案であっても本人の訴えを受け止めて適切な対応を行うよう徹底を図ったことから認知件数が増加した。平成30年度も、その傾向が続いた。
- ・令和元年度は、小・中学校ともにいじめの認知件数が減少した。また、合計認知件数は9割の解消率を維持できた。

【今後の主な対応】

- ・令和元年度42校の認知件数が減少した。それらの学校の取組を確認したところ、学校全体で児童・生徒を見守ったり、児童・生徒が主体的に取り組む活動や互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わる体験活動を行ったりして未然防止に努めていた。そのことから、引き続き、未然防止につながる未来サミットのような児童・生徒が自主的に課題解決に取り組む活動や多様性を認める取組を推進する。
- ・教育委員会では、年度当初や長期休業明け前に研修を実施するなど、年3回以上の校内研修やOJT等を通じて、いじめへの対応を確認する。いじめ発見シートを活用するなどしていじめの早期発見や組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図る。
- ・教育委員会では、新型コロナウイルスへの適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行わせ、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見につながらないよう指導の徹底を図る。

2 不登校について（4月～2月）

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学級数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学級数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学級数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)
26 年度	28 (68.3%)	62 (0.33%)	23 (100%)	173 (2.7%)	51 (79.7%)	235 (0.94%)
27 年度	29 (70.1%)	91 (0.48%)	23 (100%)	155 (2.4%)	52 (81.2%)	246 (1.0%)
28 年度	39 (95.1%)	118 (0.60%)	23 (100%)	215 (3.3%)	62 (96.9%)	333 (1.3%)
29 年度	38 (92.7%)	137 (0.69%)	23 (100%)	209 (3.3%)	61 (95.3%)	346 (1.31%)
30 年度	39 (95.1%)	184 (0.89%)	23 (100%)	302 (4.8%)	62 (96.9%)	486 (1.8%)
元年 度	41 (100%)	199 (0.95%)	23 (100%)	340 (5.3%)	63 (100%)	539 (1.9%)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100

【主な特徴】

- ・小学校、中学校ともに、不登校児童生徒数の割合は年々増加傾向にある。
- ・学年の上昇とともに増加する傾向にある。
- ・前年度から引き続き不登校状態にある児童・生徒も多く、不登校が長期化する傾向にある。

【今後の主な対応】

- ・学校では、不登校傾向が現れた早期段階から不登校が長期化している場合まで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。
特別支援教育コーディネーターを中心にケース会議を定期的に実施し、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かした対応を踏まえ、不登校児童生徒一人ひとりの個別の状況に応じた支援を充実させていく。また、特別教室や保健室等における児童・生徒の居場所づくりなど、学級以外での学ぶ機会の確保に努める。
- ・教育委員会では、不登校児童生徒の把握とともに、個別のケースに合わせて、スクールソーシャルワーカーや教育相談等の専門性を生かしたきめ細やかな学校支援の充実を図る。
ふれあいフレンド事業、さざんかステップアップ教室（適応指導教室）等の更なる改善を図り、学校以外での人との関わりを重視した支援を充実させる。特に、さざんかステップアップ教室（適応指導教室）においては、教室合同スポーツフェスティバルや社会科見学の実施等に加え、宿泊行事を引き続き実施するとともに、不登校児童・生徒がいつでも、誰でも通室できるように支援体制の改善を図る。加えて、不登校児童生徒の社会的自立や多様な学びの機会を確保するために、フリースクール等との情報交換会を継続的に実施していく。
- ・今後は、不登校児童生徒の家庭と所属校がオンラインでつながり、オンライン・ホームルーム等を活用した取組を広く普及させることで、個々の状況に応じたきめ細かい支援を推進していく。